

東労基発 0907 第 6 号の 2
平成 30 年 9 月 7 日

各団体の長 殿

東京労働局 労働基準部長
(公印省略)

受動喫煙防止対策助成金制度の活用について (周知協力ご依頼)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の成立により、受動喫煙防止対策に対し事業主や労働者から多くの関心が寄せられているところです。

労働行政では、労働安全衛生法により事業主に対し労働者が受動喫煙防止の努力義務が課せられていることから、中小企業事業主による職場の受動喫煙防止のための施設設備の整備 (例：屋内喫煙室や屋外喫煙所の新設・改装) に対し助成する受動喫煙防止対策助成金事業を平成 23 年度より行っているところです。

つきましては今年度の当助成金の活用について、中小事業主への周知にご協力いただきたく、「平成 30 年度版『受動喫煙防止対策助成金』のご案内」リーフレットを送付いたしますので、配架や配布などのご協力を賜りますようお願いいたします。